

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続の中止について
(お知らせ)

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 1 5 号）第 1 7 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、お知らせします。

令和 7 年 9 月 2 4 日 那覇地方法務局 登記官 牧野智浩

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 3600－2021－0027 号	那覇市繁多川五丁目 5 0 7 番 1 6